

神戸市従業員労働組合民生支部との交渉議事録

1. 日 時：2026 年 10 月 15 日（木） 17：56～18：13
2. 場 所：こども家庭局 7 階大会議室
3. 出席者：
（市）福祉局政策課長、係長、他 2 名
（組合）市従民生支部 副支部長、書記長、書記次長、執行委員 2 名
4. 議 題：要求書に関する回答交渉
5. 発言内容：

（市）

日頃から皆様には、福祉の第一線で市民サービス向上のためにご精励いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、6 月 15 日にいただいた「現業統一闘争要求書」について回答させていただきます。

職員への「情報の周知」については、適宜必要な情報が職員に行き渡るように努めるとともに、風通しの良い職場環境が保たれるように努めてまいりたいと考えております。

「勤務実態が過重」になっている状況については、早急に対応することが困難なものもありますが、引き続きその実態を把握した上で、労働安全衛生の観点からも、様々な方法を考えながら必要な対応をさせていただきたいと考えております。

「労働安全衛生対策」については、職員が勤務するにあたって最も重要な事項のひとつであると認識しております。これまでに発生した事案も踏まえ、公務災害の未然防止を図り、安全な業務の遂行を確保するため、マニュアル等に基づく作業手順の徹底に取り組んでまいります。また、事業所の条件からすれば安全衛生委員会の設置義務はないものの、本庁くらし支援課と更生センターにおいて安全衛生推進会議を実施し、引き続き安全な職場環境の維持に取り組んでまいります。万が一公務災害が発生した際には、速やかに必要な手続きの案内ができるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

加えて、施設の老朽化対策を実施する際には、職員の意見を聞きながら、安心して業務に取り組める職場環境づくりに努めてまいります。

心の健康に関する問題については、「神戸市職員心の健康づくりのための指針」に基づく予防的な取り組みや早期対応に加え、「プレ出勤」の導入、長時間勤務者等に対する産業医による面談など、多角的なアプローチとフォロー体制の充実が図られております。併せて、職員の健康確保、ワークライフバランス実現の観点から、長時間勤務自体の解消についても、一層取り組みを進めていく必要があると認識しております。

昨年度から、労働安全衛生規則の改正により、職員に対する熱中症対策が義務化されています。局としましては、昨年度ファン付きベストの配備を行ったところでありますが、

引き続き職員の健康確保に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。また、熱中症リスクの高い環境下での業務が避けられない職員に対しては、昨年度から創設された「夏季作業手当」を引き続き適切に支給してまいります。

いずれにしましても、公務災害を防止し、職員が安心して働くことのできる、安全な職場環境の確保に向け、労働安全衛生対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

各種感染症の対策については、職員の健康確保・感染予防の観点から、我々としても大変重要なことであると認識しております。その上で、各職場における業務内容や執務環境を踏まえ、職場の意見も聞きながら、感染防止のための取り組みや安全衛生上必要な資材の確保にも引き続き努めてまいりたいと考えております。

「定年引き上げ」については、2024 年度から制度運用が開始されたところです。職員の勤務意向を確認し、引き続き、すべての職員が安心して働くことができる職場環境の確保に向け、職場の意見を聞きながら、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本日回答させていただいた項目以外についても、引き続き、労使協議によって解決を図ってまいりたいと考えております。

また、健全な労使関係を構築する中で労使の信頼関係は保っていきたいと考えており、労使協議によって解決した事項につきましては、誤解を生じないよう今後とも対応していきたいと考えております。

以上でございます。

(組合)

只今、課長より 6 月に提出した支部要求書に対する回答をいただきました。引き続き、回答に対して担当の交渉員から発言を行なわせていただきます。

(組合)

私の方からは更生センター・更生援護相談所について発言させていただきます。

神戸市内で路上生活するホームレスは減少し、更生センター・更生援護相談所の利用者も減少したとはいえ、精神疾患や知的障害などの問題が多様化し対応は複雑さを増しています。今年度の更生業務員は、夜勤のローテーションを大きく変更し、職員 2 名と警備員 1 名で夜勤業務を行なっています。

今年度末には再任用職員の満期退職が控えてありますので対応を考えなくてはなりません。更生業務員はスキルを身に着けるのに時間がかかる職種であり、技術の継承をしていく必要があることから、正規職員での補充をお願いします。

新たな取り組みとして「若者居場所支援事業」を行なっています。この若者居場所支援事業を利用する入所者には、居場所と食事を提供することを基本とし、入所時には既に就労しているか、求職活動中であるため、更生センターという同じ空間で生活保護を受給している入所者とほとんど接点がなく、互いを理解する機会がないことから、これまでと違

った生活指導を行なっています。

更生センター・更生援護相談所では土・日曜日や深夜帯といった職員が少ないときにトラブルが発生することも少なくありません。このような際も各班の班長を中心とした職員で指示命令を行い、利用者にとっては死活問題となるような処分を下すことがあります。

今年度に関しては2名1組の5班体制で夜勤業務を行っていますが、福祉局が任命した3名と、くらし支援課の課長が任命した1名の班長が存在します。任命権者は違いますが、職務については全く同じ責任を担っています。現在の班体制を維持するのであれば、各班に福祉局より任命された班長を配置していただきますようよろしくお願いいたします。

(組合)

私の方からも発言させていただきます。

先ほど、課長からの回答について、今後も職場環境改善のための協議については十分に協議していく姿勢が示されました。とりわけ、労働安全衛生に係る部分では、心の健康、長時間勤務の解消、感染症・熱中症対策など、職員の健康確保に向けた取組についても方針が述べられたと受け止めています。私たちとしても、こうした方向性が現場の実態につながり、反映させていくことが大切だと考えています。

私たちは、労使の信頼関係を大切にしながら、利用者への支援の質を落とさず、職員が安全に安心して働ける体制を一緒につくっていきたいと考えています。

そのうえで、更生センター・更生援護相談所の現場では、若者支援事業の経過も含め、利用者の課題が多様化しており、対応の難しさが増しているのが実情です。夜勤体制の変更や、再任用職員の満期退職時期がある中で、これまで以上に安定した体制づくりが必要になっていると感じています。加えて、更生業務員はスキルの習得に時間がかかる職種であり、技術の継承を途切れさせないためにも、正規職員での補充を今後も継続して要求したいと考えています。

これらの発言に対し現時点で回答していただけるものにお答えいただけますようお願いいたします。

とりわけ、前回の交渉時から要望している、「若者支援事業の検証」の進捗状況と、交渉員からもあった「再任用職員満了に伴う来年度以降からの職員体制」について回答をお願いしたいと思います。

(市)

更生センターの皆さまにおかれましては、今年度は勤務体制の変更もありましたが、日々ご尽力いただきありがとうございます。

2024年12月より開始されている若者居場所支援事業「ここからプレイス」については、現在、本庁くらし支援課と更生センターにおいて事業の検証を進めております。住ま

いや生活面に課題を抱える若者に対する支援の受け皿として活用されるとともに、関係機関における認知も進んできております。また、更生センターの皆さまによる日常的な関わりを通じて、利用者の再スタートに向けた状況把握や継続的な支援につながっているものと認識しています。今後も、利用状況等を踏まえながら事業運営に必要な整理・検討を進めるとともに、引き続き、更生センターの皆さまと連携を図りながら、支援内容の充実と円滑な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

職員の欠員につきましては、労働安全衛生の観点も踏まえ、引き続きその実態を丁寧に把握したうえで、来年度以降、職員に過度な負担が生じることのないようにするとともに、今後も安定的かつ継続的に公共サービスを提供するため、これまでさまざまな対応策の検討を重ねてきたところであり、引き続き整理を進め、その具体的な内容について早急にお示しいたします。

いずれにしましても、職場環境の整備につきましては、現場の最前線で市民と直接接する業務に従事する職員が有する情報を活かし、業務の効率化を図ることは重要だと考えております。また、社会情勢が大きく変化し行政運営にも多くの課題がある中、より質の高い公共サービスを提供するための施策を実行するには、労使が一体となり、知恵と力を結集し取り組みを進めることが重要だと考えております。勤務労働条件に関する事項については、引き続き、皆さまと十分に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（組合）

引き続き現場での検証作業と、職員体制の協議をよろしくお願いいたします。

最後にもう一点発言させていただきます。労働安全衛生上の酷暑対策について、「昨年度にファン付きベストの配備を行ない、引き続き職員の健康確保に必要な対策を講じる」と回答をいただいております。

支部としては、様々な現場からの要望が多い、飲料水や経口補水液等の支給開始を想定しておりますが、今後どのような対策を講じていく予定でしょうか。ご見解があればお聞かせ願いたく存じます。

（市）

特に熱中症対策については、昨今の異常高温を踏まえ、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。今後も業務における熱中症のリスク及び法令に基づき、現場が必要とする厚生物資等の支給を含め実効性のある対策を実施してまいります。

（組合）

厚生物資の支給実施など具体性のあるご回答ありがとうございます。

交渉員から発言は以上となります。

それでは最後に副支部長より、今交渉における総括と今後について発言を行ないます。
どうぞよろしくお願いいたします。

(組合)

当局のみなさまにおかれましては、市民生活の安全・安心を守るとともに、暮らしやすく快適なまちづくりに日々ご尽力されておりますことに、あらためて敬意を表します。

また、私たち民生支部組合員の労働条件の維持・改善に対し、ご理解とご協力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

更生センターの更生業務員に関しましては、神戸市におけるセーフティーネットを担う施設としての誇りをもって従事してまいりました。

また若者居場所支援事業が開始され、業務内容にも変化が生じ、正規職員の重要性が増すなか、来年度以降も定年による欠員が生じます。

生活指導や就労支援を行うのはスキルを持った正規職員が必要不可欠となっています。業務の充実を図るため、新規採用を視野に入れた取り組みをお願いいたします。

長年にわたって進められてきた行財政改革も終わり、その成果は「神戸 2030 ビジョン」や「第6次神戸市基本計画」といった新たな基本計画へと引き継がれています。人口減少や少子高齢化が進む中で、神戸が将来にわたり持続可能な街づくりを実現するための方針が示されており、短期的な効果にとどまらず、長期的な視点で未来を見据えた都市の持続可能性を最重視することを基本姿勢としています。ここについても、私たちは共に、神戸市の福祉サービスを、より良いものにしていきたいと考えています。

今回の回答は本部総体での取り組みとなっていることから然るべきのちにご返答させていただきます。

本日は貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございました。